

広島市地域公共交通会議（書面審議）審議結果

1 第1号議案 令和4年度決算報告について

(1) 賛否

賛成9名

(2) 委員からのご意見

無し

(3) 審議結果

全員賛成により、承認する。

2 第2号議案 令和5年度予算について

(1) 賛否

賛成8名、反対1名

(2) 委員からのご意見

氏名・役職	賛否	ご意見
栗原 理 委員 (公社)広島消費者協会 会長	反 対	各委員に旅費実費の支給を願いたい。

(3) 審議結果

広島市地域公共交通会議設置要綱第6条第3項ただし書きを適用し、承認する。

【参考 広島市地域公共交通会議設置要綱抜粋】

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、原則、出席委員の全員の賛成をもって決することとする。ただし、全員の賛成が困難と会長が認めた場合は、この限りでない。

4 交通会議には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。